

個人情報の保護および管理に関する遵守事項

(基本的事項)

第 1 個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(知り得た個人情報の保持の義務)

第 2 業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この派遣労働が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第 3 個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第 4 業務遂行のため、練馬区より提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第 5 業務遂行のため、練馬区より提供された個人情報を第三者に提供してはならない。

(複写の禁止)

第 6 業務遂行以外の目的のため、練馬区より提供された個人情報を複写または複製してはならない。

(提供情報の返還)

第 7 派遣労働が終了または解除されたときは、練馬区より提供された個人情報について、練馬区の定めるところにより返還しなければならない。

(保護措置)

第 8 個人情報の授受、保管および管理にあたっては、練馬区の定める規定等を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第 9 情報システムおよび帳票・文書等により個人情報を取り扱うときは、練馬区の定める手順等を遵守しなければならない。

(事故等の報告)

第 10 業務遂行にあたって、事故が発生した場合もしくはそのおそれが生じた場合または練馬区個人情報保護条例、情報セキュリティに関する特記事項もしくはその他の関係法令等に違反している事実もしくはその兆候を把握した場合は、直ちにその状況を練馬区に報告し、指示を受けなければならない。